

住宅用新エネルギーシステム設置費補助金

環境課 ☎ 66・1122

市民の新エネルギー導入を積極的に支援するため、自ら居住する住宅に太陽光発電システム、太陽熱温水器、ソーラーシステムを設置する方へ補助金を交付します。

申請には、工事着手前の写真などが必要です。詳しくは環境課までお問い合わせください。

対象 市内にある自ら居住する住宅に、太陽光発電システム、太陽熱温水器またはソーラーシステムを設置する方で、工事着手前に市へ補助金交付の申請をし、平成22年3月10日(水)までに実績報告書を提出できる方。

補助金額

- ・太陽光発電システム
1kW当たり6万円(上限4kW)
 - ・太陽熱温水器およびソーラーシステム
集熱面積1㎡当たり1万5千円(上限7万円)
- 申し込み 平成22年2月26日(金)までに環境課へ。

犬の登録と狂犬病予防注射

環境課 ☎ 66・1121

犬の飼い主は、犬の登録(生後91日以上)と狂犬病予防注射を行わなければなりません。これは狂犬病予防法で定められている飼主の義務です。一生に1回の登録

毎年1回の狂犬病予防注射

○集合登録・注射
左表の日程で集合登録・注射を行います。都合の良い会場へお出かけください。最寄りの動物診療施設でも登録・注射を行っています。

登録されている犬には案内

はがきが届きます。はがきに記載されている内容の変更や、犬の死亡・行方不明、はがきが届いていないなどの場合は、環境課まで連絡してください。

会場に持参するもの

○登録済の犬 案内はがき(狂犬病予防注射実施・登録確認通知書)、愛犬手帳、手数料3千300円「注射料2千750円+注射済票交付550円」
○登録されていない犬 手数料6千300円「登録料3千円+注射料2千750円+注射済票交付550円」

集合登録・狂犬病予防注射の日程

とき	ところ	時間
4月13日(月)	形原八区集会所(金平町)	午後1時~2時
	拾石町会館	午後2時30分~3時30分
4月14日(火)	西部市民センター(形原町)	午後1時~3時
4月15日(水)	西浦公民館	午後1時~3時
	北部公民館(清田町)	午後1時~2時
4月16日(木)	東部市民センター(三谷町)	午後2時30分~3時30分
	秋葉神社(本町)	午後1時~2時
4月17日(金)	南部市民センター(竹島町)	午後2時30分~3時
	市立図書館(宮成町)	午後1時~2時
4月20日(月)	天白神社(三谷町)	午後2時30分~3時
	西浦公民館	午後1時~2時
4月21日(火)	文化広場(形原町)	午後2時30分~3時
	東部公民館(豊岡町)	午後1時~2時
4月22日(水)	西部公民館(神ノ郷町)	午後2時30分~3時
	大塚公民館	午後1時~2時
4月23日(木)	ひめはる会館(相楽町)	午後2時30分~3時
	塩津公民館	午後1時~2時
4月24日(金)	市役所(中部保育園西車庫前)	午後2時30分~3時30分

※手数料はつり銭のいらないようにお願いします。

身体・精神に障がいがある方が利用する軽自動車などは税金の減免申請を

税務収納課 ☎ 66・1115

身体または精神に障がいがあり、車を所有している方は、税金の減免申請ができます。

対象者 身体障害者・戦傷病者・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、身体障がい者自身が使用または障がい者の通学・通院・通所・生業のために使用する車を所有している方。

ただし、障害の区分・等級により減免に該当しない場合があります。

減免できる車 軽自動車・普通自動車(普通自動車は県税事務所へ申請)などのうち1人1台で、本人の所有する自動車(18才未満の身体障がい者または知的障がい者もしくは精神障がい者で本人と生計を一にする方の所有を含む)

◆軽自動車を新たに減免申請する場合

申請場所 税務収納課軽自動車税担当(本館1階)
持参するもの 印鑑、免許証、

車検証、身体障害者・戦傷病者・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

※運転者と障がい者が同一世帯でない場合は「自動車税等にかかわる生計同一証明書」または常時介護証明書(減免申請以前1カ月以内に福祉課で交付を受けたものに限る)

◆申請期限 5月25日(月)

◆軽自動車で前年度に減免の適用を受けている場合
3月中旬に郵送した「減免となっている軽自動車などの現況報告書」が新年度の減免申請書となります。まだお手元をお持ちの方は、該当する事項を記入の上、返送してください。

◆身体障がい者用に改造してある軽自動車の場合

車椅子の昇降装置や車止め、浴槽の設置など身体障がい者用に改造してある軽自動車を所有されている方は税金の減免申請ができます。営業用、自家用の別は問いません。

◆申請期限 5月25日(月)

◆普通車の減免申請の場合
普通車の減免は愛知県東三河県税事務所(☎053254・5111)へ。